



東神楽町 任意予防接種費用の助成について

東神楽町では、任意予防接種の一部助成を実施しています。
任意予防接種は、本人または保護者の判断による予防接種（有料）です。
接種を希望する場合は、かかりつけ医と相談し、それぞれの効果や副反応について理解したうえで接種してください。
接種後、町へ請求をすることで、助成金を受けることができます。

なお、高齢者の肺炎球菌と带状疱疹予防接種については、町内で接種した場合、助成された金額を病院で支払うこととなりますので、助成の手続きは不要となります。



種類	対象者	助成額
インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生までの者 ・妊婦 	実費額の2分の1 （1円未満切捨て）  带状疱疹ワクチンは接種すると、 <u>定期接種（任意接種より安く接種できる）が受けられなくなります。</u> 定期接種の対象年齢より早めに接種したい場合などにご利用ください。
新型コロナウイルス	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生までの者 ・妊婦 	
風しん	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上50歳未満で妊娠を希望している者 ・妊婦のパートナー ・妊娠を希望している者の配偶者 ただし、上記のうち以下の者は除く。 ・風しんに罹患したことのある者 ・抗体が十分にある者 	
高齢者の肺炎球菌 【町内で接種した場合は 手続き不要】	66歳以上の者	
带状疱疹  【町内で接種した場合は 手続き不要】	65歳以上の定期接種対象外の者	
	50歳から64歳までの者	
その他 （おたふく等）	高校生までの者	実費額の2分の1 （1円未満切捨て）

- ※1 高校生までの者とは、出生から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とする。
- ※2 風しん予防接種は麻しん・風しん混合ワクチンの接種も助成対象とする。
- ※3 風しん予防接種の抗体が十分にある者とは、抗体検査を受けた場合、HI法で32倍以上、EIA法で8.0以上の者とする。
- ※4 その他の予防接種は、日本国内で認可を受けているワクチンを使用した任意予防接種であって、高校生までの者を対象とするものに限る。ただし、妊婦が接種を受けることにより抗体を産生し、その抗体が胎児に移行することで、新生児を感染から守ることを目的とした任意予防接種も含まれるものとする。

◆請求方法

予防接種実施後、「東神楽町任意予防接種費助成金交付申請書兼請求書※」を記入のうえ、健康ふくし課までご提出ください。

- ①領収書※予防接種名が記載されているもの。記載がない場合は、母子手帳または明細書等
- ②振り込み先の口座情報または通帳
- ③印鑑 ④本人確認書類（免許証・マイナンバーカードなど）

※「申請書兼請求書」は町ホームページ、健康ふくし課窓口でご用意しております。

◆請求期限 接種した年度の末日まで ※3月に接種した場合は接種日から30日以内